

# 石川県公報

平成30年1月12日（金曜日）

号 外

（第 1 号）

## 目 次

監査委員  
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

## 監 査 委 員

### 住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年1月12日

石川県監査委員 浜 田 孝  
同 岡 部 朋 代

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

#### 第1 住民監査請求の内容

##### 1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

##### 2 請求書の提出

平成29年11月13日

##### 3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 政務活動費は、平成24年改正の地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項で、普通地方公共団体が交付する「当該政務活動費に充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」となった。

それゆえ、上記法改正に基づく石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）は、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を条例第2条第2項別表が規定する経費に限定している。

石川県が交付した政務活動費は、政務活動費の経費ではない経費に充当することはできない。

したがって、条例第2条第2項別表に規定する経費を除く経費の支出は違法であるから、違法支出している議員は当該支出相当額を石川県へ返還しなければならない。

(2) 政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「マニュアル」という。）は、石川県議会が作成したものではあるが、「ガソリン代（37円）」等の政務活動費ではない架空の経費を政務活動費であると規定している。

法令ではないマニュアルにおいて政務活動費ではない経費を政務活動費の経費とする規定は、違法である。

したがって、マニュアルに規定している政務活動費ではない経費の支出があった場合、当該支出は違法支出である。

(3) 条例第2条第2項別表で規定する調査研究費は、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」である。

車 幸弘議員は平成28年度政務活動費の調査研究費を143万6489円支出した。

しかし、支出を裏付ける書面がない架空支出の「ガソリン代（37円）」の537回の支出等の支出額67万6724円及び車 幸弘議員自らが記載した文書である「様式2」の6支出（317、366、414、461、518、571）の合計額

6万円及び架空充当額(収支報告書記載の支出額と充当金額の合計額との差額)10円は、違法支出である。

支出証拠がある支出でも調査研究費とは認め難い負担金の4支出(64、131、292、336)の合計額2万円、参加費の7支出(67、191、390、429、443、452、489)の合計額3万5000円、懇親会会費3支出(111、350、498)の合計額1万5000円、「親善」目的団体会費(122)1万円、「友好促進」目的会費7支出(123乃至126、403乃至405)の合計額2万1000円、「ボーイスカウト振興」目的会費(127)3000円、日本会議への支出(179)1万円、交流会会費支出(368)3000円、石川県ロシア協会への支出(555)1万円及び「スポーツ振興」目的団体への支出(565)6000円は、違法支出額である。

田中哲也議員は、平成28年度政務活動費の調査研究費を139万6337円支出した。

「ガソリン代(37円)」の117回の支出額35万7334円及び田中哲也議員自らが記載した文書である「様式2」の29支出(2、41、44、71、72、86、88、91、92、105、106、114、126、130、140、159、163、183、185、186、189乃至193、201、212、229、244)の合計額32万6176円は、違法支出額である。

支出証拠がある支出でも調査研究費とは認め難い懇親会費17支出(12、22、26、28、33、34、36、38、40、43、68、95、112、121、148、153、223)の合計額7万8000円、「友好促進」目的会費7支出(48乃至51、179乃至181)の合計額2万1000円、加賀市消防協会への支出(10)5000円、加賀市ロシア協会への2支出(23、46)の合計額6000円、山中温泉旅館協同組合への支出(32)5000円、山中漆器連合協同組合への支出(35)5000円、「ボーイスカウト振興」目的団体への支出(52)3000円、「親善」目的団体会費(53)1万円、祝賀会会費(58)5000円、日本会議への支出(77)1万円、「スポーツ振興」目的団体への支出(242)6000円、参加費支出(102)1000円、交流会会費2支出(123、233)の合計額7000円、市長を囲んで市政を考える会合への支出(141)3000円、加賀市マレットゴルフ協会への支出(164)1000円、芭蕉の館への支出(165)3000円、「新春の集い」会費(218)5000円及び石川県ロシア協会への支出(237)1万円は、違法支出額である。

- (4) 条例第2条第2項別表で規定する広聴広報費は、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である。

一般的に、広聴広報費は、広聴広報活動に要する経費の側面があるとともに、当該経費自体が議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面もあり、これらの両側面を有する経費であるゆえに、支出額の2分の1の額を政務活動費で充当する経費である。

富瀬 永議員は、平成28年度政務活動費の広聴広報費を211万0958円支出した。

しかし、県政報告書の発送用の費用と認め難い「ふ・第71回国体・ふ・147」1万1808円は違法支出額であり、当該支出を除く17支出については、「県政レポート「輝」No.6」、「県政レポート「輝」No.7」及び「県政レポート「輝」No.8」の写しを議長に提出するべきであるが富瀬 永議員は提出していないから全額違法支出とするべきではあるが、一般的に、県政報告書は広聴広報活動に要する経費の側面及び当該議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費であるゆえに県政報告書の作成費及び発送費用の各支出額の2分の1を超える政務活動費が違法支出であると推認できるから、当該支出合計額103万5020円は違法支出額である。

吉崎吉規議員は、平成28年度政務活動費の広聴広報費を192万4067円支出した。

しかし、支出証拠が無い「ガソリン代(37円)」5支出の合計額1147円、及び県政報告会案内発送費用と認め難い「童画のノスタルジーシリーズ第3集」902円、「日本の山岳シリーズ第6集」6150円、「浮世絵シリーズ第5集」5904円、「日本イタリア国交150周年」5740円、「鉄道シリーズ第4集」902円、「正倉院の宝物シリーズ」1066円及び「童画のノスタルジーシリーズ第3集」820円は、違法支出額である。

上記支出を除く支出である各吉崎吉規議員県政報告会に係る諸費用については、広聴広報活動に要する経費の側面及び吉崎吉規議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費であるゆえに各支出額の2分の1を超える政務活動費が違法支出額であると推認できるから、当該支出合計額89万0324円は違法支出額である。

- (5) 条例第2条第2項別表で規定する事務費は、「会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費」である。

事務費は、政務活動に係る事務の遂行に要する経費の側面があるとともに、当該経費支出する議員の後援会活動・政治活動・私的な活動等の様々な活動に使用される経費でもあるゆえに、政務活動費充当の上限額については支出額の2分の1の額となる。

安居知世議員は、平成28年度政務活動費の事務費を109万2346円支出した。

しかし、支出証拠と認め難い安居知世議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出（リース自動車のリース料を除く）68回の合計額39万7856円、但し書欄に記載がない領収書の支出613円、政務活動費の事務費とは認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額48万2760円及び請求書を添付していない「請求書通り」と記載した領収証提出による支出3回の合計額6449円は、違法支出額である。

作野広昭議員は、平成28年度政務活動費の事務費を105万2060円支出した。

しかし、支出証拠と認め難い作野広昭議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出（リース自動車のリース料を除く）48回の合計額29万0888円、政務活動費の事務費とは認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額57万7500円及び但し書欄に記載がない領収書の支出5442円は違法支出額である。

下沢佳充議員は、平成28年度政務活動費の事務費を101万7966円支出した。

しかし、支出証拠と認め難い下沢佳充議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出（リース自動車のリース料を除く）72回の合計額55万6582円及び政務活動費の事務費とは認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額38万8884円は、違法支出額である。

- (6) 条例第2条第2項別表で規定する人件費は「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

マニュアルは、「人件費」の「内容」を「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」であると規定している。そして、具体的な内容としては、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えること」及び「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」であるとも規定している。

しかし、稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員の「人件費」支出は、継続雇用者の各賃金についてマニュアルで定める最高額（月額15万円）を支出している。

そして、稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員は、当該各支出を裏付ける唯一の提出証拠である領収証の但書に「政務活動補助給与」、「政務活動補助職員に対する給与」及び「月分給与として」と虚偽記載している。

稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員の「人件費」支出は条例が規定する政務活動を補助する専従職員雇用経費（＝政務「活動を補助する職員の雇用」経費）であるとは認め難いゆえに、当該各政務活動費充当支出額はすべて違法支出額である。

- (7) 各議員の違法支出額は、以下のとおり。

ア 下沢佳充議員	274万5466円
イ 稲村建男議員	180万円
ウ 向出 勉議員	180万円
エ 富瀬 永議員	104万6828円
オ 吉崎吉規議員	91万2955円
カ 安居知世議員	88万7678円
キ 作野広昭議員	87万3830円
ク 車 幸弘議員	86万9734円
ケ 田中哲也議員	86万7510円

- (8) 請求人は、石川県監査委員に対し、上記(7)記載議員に対して、当該議員の違法支出額及び平成28年度政務活動費の概算払を精算すべき期日の翌日である平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うように、石川県知事に勧告することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。（添付書類）

事実証明書1から事実証明書11まで（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）

## 第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会議員に交付された政務活動費に関するものであることから、石川県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

## 第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成29年11月16日に所定

の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

#### 第4 監査の実施

##### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び平成29年11月28日に陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなく、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 地方自治法改正(平成24年)で「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、従来の文言「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」が「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」とされ、同時に政務活動費を充てることのできる経費の範囲が必要的条例事項とされたことなどから、条例とは別に議長が作成した規定は、政務活動費においては経費の用途基準ではなくなったことを指摘したが、石川県監査委員は、従前どおりマニュアルを法令扱い視する監査を踏襲した。

(2) 法律の委任に基づかない経費は、政務調査費の場合でも違法。それゆえ、今回は名古屋高等裁判所、平成27年12月27日付け判決を事実証明書とした。

名古屋高等裁判所は、地方自治法改正及び本件条例の制定改正等の経緯、政務調査費を支出し得る経費の範囲及び政務調査費制度の趣旨及び沿革からの検討を踏まえた事務所賃借料等及び自動車リース料への政務調査費支出の適否及び事務所賃借料等及び自動車リース料の性質について検討を加えた上で、政務調査費の場合であっても事務費支出とした3会派の事務所費、自動車リース料の約8,000万円が目的外の違法支出であると判決した。

監査委員は、請求人が違法支出があると指摘する特定された議員等の政務活動費支出について、条例第2条第2項別表が規定する政務活動費の経費の内容に該当している経費であるか否か、適法支出であるか目的外の違法支出であるかを見極めて判断する必要がある。

(3) 石川県監査委員は、平成29年2月6日付けの住民監査請求に係る監査結果において、前回同様、以下のような判例を引用し、悪用している。

ア 平成21年12月17日の最高裁判決を引用し、結論として政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には県議会の責任において判断すべきものであると述べていること。

イ 政務活動については、平成22年3月23日最高裁判決の傍論部分を引用して、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられている部分があることも確かであると述べていること。

ウ マニュアルについては、充当支出の適宜判断のよりどころであると、事実上、マニュアルが政務活動であるか否かを判断する基準であると述べていること。

##### 2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、平成28年度に議員等に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうかとした。

##### 3 監査対象部局

石川県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

##### 4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成29年12月19日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

##### (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(第14項)、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第15項)と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」

へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、本県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例(平成13年3月23日条例第22号)」(以下「条例」という。)及び「石川県政務活動費の交付に関する規程(平成13年3月30日議会規程第1号)」(以下「規程」という。)を改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

なお、運用にあたっては、条例、規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮して「政務活動費運用基準」を定めており、上記法令のもとで、この「政務活動費運用基準」を政務活動費の使途等の適否を具体的に判断する際のよりどころとしている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 「マニュアルは、「ガソリン代(37円)」等の政務活動費ではない架空の経費についても政務活動費であると規定しているが、法令ではない当該マニュアルにおいて政務活動費とする規定は違法である。」との摘示について

請求人は、「石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「マニュアル」という。)は石川県議会が作成したものではあるが、「ガソリン代(37円)」等の政務活動費ではない架空の経費を政務活動費であると規定している。法令ではないマニュアルにおいて政務活動費ではない経費を政務活動費の経費とする規定は違法である。したがって、マニュアルに規定している政務活動費ではない経費の支出があった場合、当該支出は違法支出である。」と主張している。

しかしながら、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として使用されるガソリン代については、自家用車利用経費として政務活動費に充当できる経費であり、請求人がガソリン代(37円)を架空の経費であると主張する根拠が不明である。

また、「ガソリン代(37円)等」の「等」が何を示すかも明らかにされていない。

マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な」経費を記載しているものである。

イ 「調査研究費において、支出を裏付ける書面がない「ガソリン代(37円)」の支出、自らが記載した文書を支出証拠書類としている支出及び支出証拠がある支出でも調査研究費とは認め難い支出については違法支出である。」との摘示について

車 幸弘議員について

(ア) 請求人は、車 幸弘議員の政務活動費に係る調査研究費の支出において、「支出を裏付ける書面がない架空支出の「ガソリン代(37円)」の537回の支出等の支出額67万6724円は違法支出である。」と主張する。

しかしながら、ガソリン代については、前述したとおり、請求人がガソリン代(37円)を架空の経費であると主張する根拠が不明である。

(イ) 請求人は、「車 幸弘議員自らが記載した文書である「様式2」の6支出の合計額6万円は、違法支出である。」と主張する。

しかしながら、これらは、いずれも、調査研究費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

(ウ) 請求人は、「調査研究費とは認め難い負担金の4支出の合計額2万円、参加費の7支出の合計額3万5000円、懇親会会費3支出の合計額1万5000円、「親善」目的団体経費1万円、「友好促進」目的会費7支出の合計額2万1000円、「ボーイスカウト振興」目的会費3000円、日本会議への支出1万円、交流会会費支出3000円、石川県ロシア協会への支出1万円及び「スポーツ振興」目的団体への支出6000円は、違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、「調査研究費とは認め難い」と主張する根拠が不明である。

なお、「事実証明書1」の「521番、29.2.25 ガソリン代(37円)」と記載されているのは、「入隊入校予定者激励会会費」の誤りである。

田中哲也議員について

(ア) 請求人は、田中哲也議員の政務活動費に係る調査研究費の支出において、「ガソリン代(37円)」の117

回の支出額35万7334円は違法支出である。」と主張する。

しかしながら、前述したとおり、請求人がガソリン代(37円)を架空の経費であると主張する根拠が不明である。

(イ) 請求人は、「田中哲也議員自らが記載した文書である「様式2」の29支出の合計額32万6176円は、違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、これらの29支出のうち6支出は、ガソリン代(37円)である。

それ以外の23支出は、いずれも、調査研究費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではない。

(ウ) 請求人は、「調査研究費とは認め難い懇親会費17支出の合計額7万8000円、「友好促進」目的会費7支出の合計額2万1000円、加賀市消防協会への支出5000円、加賀市ロシア協会への2支出の合計額6000円、山中温泉旅館協同組合への支出5000円、山中漆器連合協同組合への支出5000円、「ボーイスカウト振興」目的団体への支出3000円、「親善」目的団体への支出1万円、祝賀会会費5000円、日本会議への支出1万円、「スポーツ振興」目的団体への支出6000円、参加費支出1000円、交流会会費2支出の合計額7000円、市長を囲んで市政を考える会合への支出3000円、加賀市マレットゴルフ協会への支出1000円、芭蕉の館への支出3000円、「新春の集い」会費5000円及び石川県ロシア協会への支出1万円は、違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、「調査研究費とは認め難い」と主張する根拠が不明である。

なお、「事実証明書1」の「18番 28.5.4」及び「19番 28.5.5」の「支出内容」欄には「ガソリン代(37円)」と記載されているが、「ETC利用料」の誤りであり、また、「108番 28.9.8」の「支出内容」欄には「ガソリン代(37円)」と記載されているが、「高速代」の誤りである。

ウ 「車 幸弘議員の平成28年度政務活動費の調査研究費に係る架空充当額(収支報告書記載の支出額と充当金額の合計額との差額)10円は、違法支出である。」との摘示について

請求人は、車 幸弘議員の「(収支報告書記載の支出額と充当金額の合計額との差額)10円は、違法支出である。」と主張する。

しかしながら、請求人本人が作成した「事実証明書1」の「充当金額」欄に入力誤り(2番、28.4.4 1,100(誤)→1,110(正))があるため、違法支出ではない。

エ 「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額は違法。また、県政報告書等発送費用とは認め難いものや、支出証拠のない「ガソリン代(37円)」の支出についても違法である。」との摘示について

富瀬 永議員について

(ア) 請求人は、富瀬 永議員の政務活動費に係る広聴広報費の支出において、「県政報告書の発送用の費用と認めがたい「ふ・第71回国体・ふ・147」1万1808円は違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、「県政報告書の発送用の費用と認めがたい」と主張する根拠が不明である。

(イ) 請求人は「「県政レポート「輝」No. 6、県政レポート「輝」No. 7、県政レポート「輝」No. 8」の写しを議長に提出するべきである。」と主張している。

しかしながら、これらは、いずれも、広聴広報費として、条例、規程及びマニュアルに基づき議長に提出する必要のないものである。

(ウ) 請求人は「「県政レポート「輝」No. 6、県政レポート「輝」No. 7、県政レポート「輝」No. 8」の写しを議長に提出するべきであるが富瀬 永議員は提出していないから全額違法支出とするべきではあるが、一般的に、県政報告書は広聴広報活動に要する経費の側面及び当該議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費であるゆえに県政報告書の作成費及び発送費用の各支出額の2分の1を超える政務活動費が違法支出であると推認できるから、当該支出103万5020円は違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、「県政報告書は広聴広報活動に要する経費の側面及び当該議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費である」という理由のみによって、2分の1に按分しなければならないものではない。

なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。

吉崎吉規議員について

(ア) 請求人は「支出証拠がない「ガソリン代(37円)」5支出の合計額1147円は違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、前述したとおり、主張の根拠が不明である。

(イ) 請求人は「県政報告会案内費用と認め難い「童画のノスタルジーシリーズ第3集」902円、「日本の山岳シリーズ第6集」6150円、「浮世絵シリーズ第5集」5904円、「日本イタリア国交150周年」5740円、「鉄道シリーズ第4集」902円、「正倉院の宝物シリーズ」1066円及び「童画のノスタルジーシリーズ第3集」820円は、違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、「県政報告会案内費用と認め難い」と主張する根拠が不明である。

(ウ) 請求人は、「上記支出を除く支出である各吉崎吉規議員県政報告会に係る諸費用については、広聴広報活動に要する経費の側面及び吉崎吉規議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費であるゆえに各支出額の2分の1を超える政務活動費が違法支出であると推認できるから、当該支出合計額89万0324円は違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、「吉崎吉規議員県政報告会に係る諸費用については、広聴広報活動に要する経費の側面及び吉崎吉規議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費である」という理由のみによって、2分の1に按分しなければならないものではない。

なお、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

オ 「事務費において、自らが記載した文書である「様式2」を支出証拠書類としている支出や領収書の但し書欄に「請求書通り」と記載されているが請求書が添付されていないもの、但し書欄に記載がないものを支出証拠としている支出及びリース自動車の当該リース料金支出については違法である。」との摘示について  
安居知世議員について

(ア) 請求人は、「支出証拠と認め難い安居知世議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出(リース自動車のリース料を除く)68回の合計額39万7856円が違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、これは、事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

(イ) 請求人は、「但し書欄に記載がない領収書の支出613円が違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、但し書欄に記載がない領収書であるということのみをもって、違法支出額になるものではない。

(ウ) 請求人は、「政務活動費の事務費と認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額48万2760円が違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、請求人が「政務活動費の事務費と認められない」と主張する根拠が不明である。

(エ) 請求人は、「請求書通り」と記載した領収書提出による支出3回の合計額6449円は、違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、「請求書通り」と記載されていることのみをもって、違法支出額になるものではない。

作野広昭議員について

(ア) 請求人は、「支出証拠と認め難い作野広昭議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出(リース自動車のリース料を除く)48回の合計額29万0888円は違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、これは、事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出額ではない。

(イ) 請求人は、「政務活動費の事務費と認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額57万7500円が違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、請求人が「政務活動費の事務費と認められない」と主張する根拠が不明である。

(ウ) 請求人は、「但し書欄に記載がない領収書の支出5442円は違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、但し書欄に記載がない領収書であるということのみをもって、違法支出額になるものではない。

下沢佳充議員について

(ア) 請求人は、「支出証拠と認め難い下沢佳充議員自身が記載する政務活動費支出証明書の支出(リース自動車のリース料を除く)72回の合計額55万6582円は違法支出額である。」と主張する。

しかしながら、これは、事務費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違

法支出額ではない。

(イ) 請求人は、「政務活動費の事務費とは認められないリース自動車の当該リース料金支出12回の合計額38万8884円が違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、請求人が「政務活動費の事務費と認められない」と主張する根拠が不明である。

カ 「人件費において、証拠書類である領収証の但書に虚偽記載されているものがあり、条例が規定する政務活動を補助する専従職員雇用経費であるとは認め難いゆえ、全額が違法支出額である。」との摘示について

請求人は、「稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員の「人件費」支出は、継続雇用者の各賃金についてマニュアルで定める最高額(月額15万円)を支出している。そして、稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員は、当該各支出を裏付ける唯一の提出証拠である領収書の但書に「政務活動補助給与」、「政務活動補助職員に対する給与」及び「 月分給与として」と虚偽記載している。稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員の「人件費」支出は条例が規定する政務活動を補助する専従職員雇用経費(=政務「活動を補助する職員の雇用」経費)であるとは認め難いゆえに、当該各政務活動費充当支出額はすべて違法支出額である。」と主張している。

しかしながら、「領収書の但書を虚偽記載している」、「人件費の支出は、専従職員雇用経費であるとは認め難い」と主張する根拠が示されていない。

これらの議員の支出額は、いずれも人件費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出額ではない。

なお、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。

キ 各議員の「違法支出額」について

請求人は、富瀬 永議員ほか8議員には、違法支出額があると主張している。

しかしながら、これまで述べてきたとおり、当該政務活動費の支出はいずれも条例、規程及びマニュアルに定められた規定を満たし、政務活動費制度の趣旨のもと、議員の適切なる判断により執行されていると認められることから、何ら違法性はないと考える。

ク 「違法支出額に対する概算払を精算すべき期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう、石川県知事が請求することを求める。」との摘示について

請求人は、違法支出額に対する遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法支出はないことから、遅延損害金は発生しない。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

議会では、事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開いている。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、同条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書等、具体的には政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、必要に応じ提出を求め、確認している。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成28年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。



## (1) 政務活動費制度

## ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

## イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、本県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例」(以下「条例」という。)及び「石川県政務活動費の交付に関する規程」(以下「規程」という。)を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

## (ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲(条例第2条)

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表(第2条関係)

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 二 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

## (イ) 政務活動費の交付対象(条例第3条)

政務活動費は、石川県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

## (ロ) 政務活動費の額等(条例第4条)

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

## (ハ) 会派の届出(条例第5条)

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長(以下「議長」という。)に届け出なければならない。

## (ニ) 会派の通知(条例第6条)

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。

## (ホ) 政務活動費の交付の決定等(条例第7条)

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

## (キ) 政務活動費の請求、交付等(条例第8条)

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

## (ク) 収支報告書(条例第9条)

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し(第11条第1項において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

## (ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

## (コ) 収支報告書の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

## (カ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

## (シ) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)

議長は、条例第9条第1項から第3項までの規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

## (ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

## (2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

## ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等

政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその用途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行されたところである。

これに併せて、県議会では、石川県議会基本条例に基づき設置された県議会改革推進会議において、政務調査費運用基準の見直しの検討が開始され、同会議の実務研究組織として設置された政務活動費マニュアル検討小委員会での様々な論議を経て新たに石川県政務活動費運用基準が策定され、同年4月1日から運用が開始された。

また、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図っている。

なお、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

## イ 石川県政務活動費運用基準（以下「マニュアル」という。）について

マニュアルは、条例及び規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら、県議会において策定されたものであり、これらの根拠法令のもとで、政務活動費に充てることができる経費の範囲及び使途等の適否を具体的に判断するよりどころとなっている。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管している。

マニュアルによれば、政務活動費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある主な項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

## (ア) 調査研究費

## ・ 交通費

「JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー等、レンタカー、高速道路等利用料、駐車料金、自家用車利用経費（ガソリン代）」などが規定されており、そのうち自家用車利用経費（ガソリン代）については、①走行距離で積算する場合 1km当たり37円（本県応招旅費の現行単価）②按分する場合 1台限り、1/3以内（この場合は一括して事務費に計上）年間を通じて①、②どちらかの方法を選択

## ・ 宿泊料（国内の場合）

1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など：実費とし、費用弁償の額を上限とする。

甲地 14,800円、乙地 13,300円

## ・ 借上料

会場借上料、機材借上料：実費

## ・ 印刷製本費

資料印刷費（コピー代含む）：実費

## ・ 通信運搬費

文書通信費（郵便料等）：実費

## ・ 会費等

実費（ただし、懇談を伴う場合は5,000円以内）

## ・ 消耗品費

事務用消耗品、看板製作代：実費

## ・ 食糧費

会食代、飲食代、茶菓代、弁当代：実費（懇談会経費（1人当たり）5,000円以内）

## (イ) 広聴広報費

「文書通信費（郵便料等）、インターネット接続料、ホームページのプロバイダ利用料、看板製作代」などが規定されており、いずれも調査研究費の基準に同じ

## (ウ) 事務費

「事務機器等の備品の修繕（パソコン、プリンター等）、電話・FAX回線利用料、携帯電話利用料、事務用消耗品、パソコン・コピー機等の事務用機器、自動車リース代、コピー機等事務機器リース代、ガソリン代」などが規定されており、そのうち電話・FAX回線利用料、携帯電話利用料については按分の場合1/2以内、リース代については按分（1/2以内）（自動車リース代の上限は年間60万円）、ガソリン代（按分）については1台限り1/3以内、その他事務用消耗品等については実費

## (エ) 人件費

「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」について、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」、「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」とし、この場合に「実費」（議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能。臨時雇用（アルバイト）については実費。生計を一にする親族（配偶者、親・子供、兄弟等）を雇用した場合は、

充当不可)

ただし、「按分の場合、議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内、会派が雇用する場合は2/3以内」

なお、マニュアルには、議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会において政務活動費を充当するのに適しない例とされている経費に係る参考事例が記載されている。

(参考事例が記載されている経費)

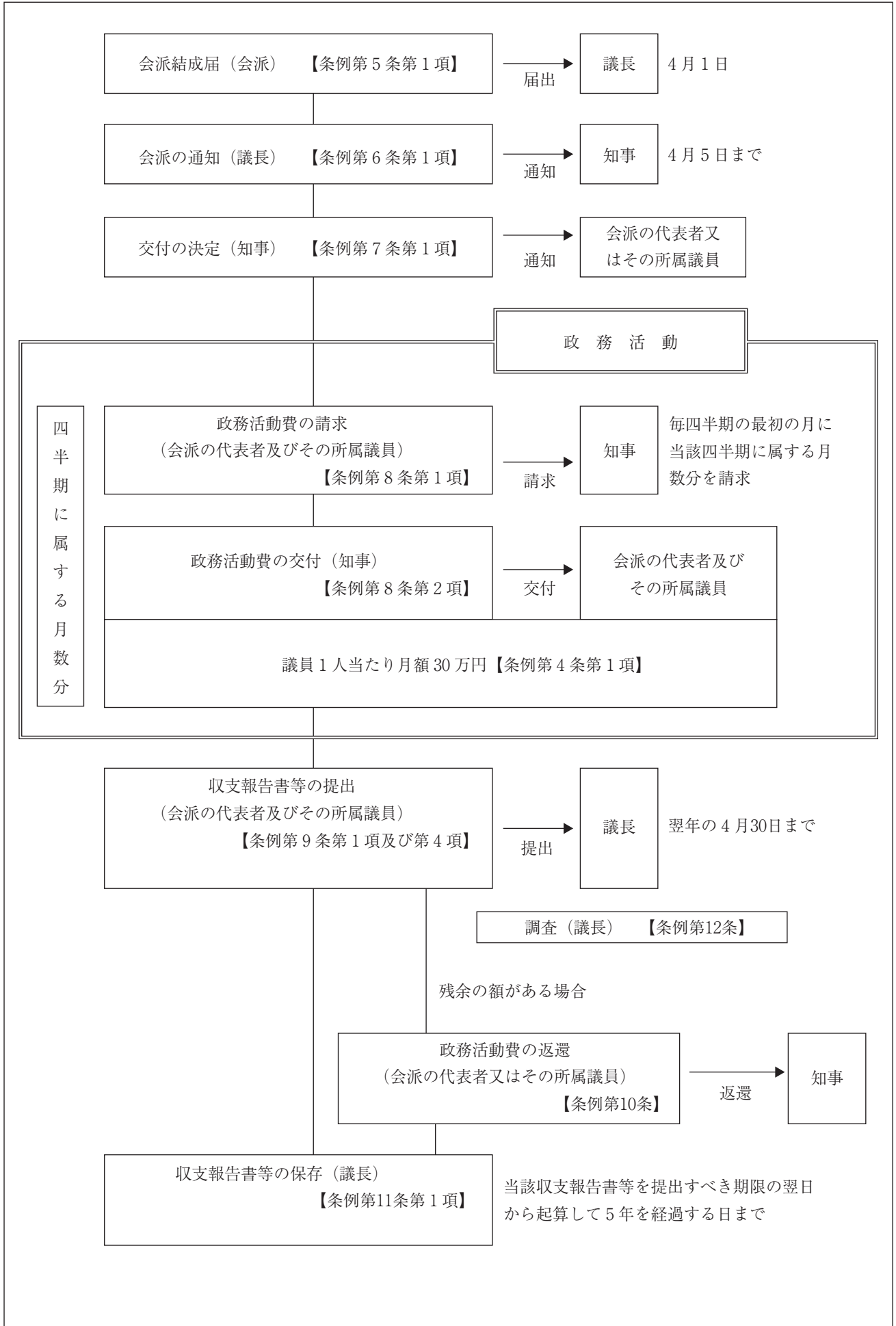
① 政党活動 ② 選挙活動 ③ 後援会活動 ④ 私的経費

上記経費に加え、下記科目について参考事例が記載されている。

① 会議費 ② 事務所費 ③ 会費

(3) 政務活動費交付手続の流れ

政務活動費の交付手続については、次のとおりである。



## (4) 措置請求書中の金額の正誤について

本件監査に関して、請求人が主張する本件措置請求書中の金額に一部誤りが確認された。正しくは以下のとおりである。

「第1住民監査請求の内容」3(3)中、車 幸弘議員のガソリン代(37円)の支出額「67万6724円」は「67万2734円」、同じく田中哲也議員のガソリン代(37円)の支出額「35万7334円」は「35万1574円」、同(7)中、車 幸弘議員の違法支出額「86万9734円」は「86万5734円」、同じく田中哲也議員の違法支出額「86万7510円」は「86万1750円」である。

## 2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査等に基づき、次のとおり判断する。

## (1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項においては、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

これらを踏まえ、本県の政務活動費の交付に関する事務については、条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」との規定に基づき規程が定められ、運用の基準となるマニュアルについても議会が定めている。

このように、条例及び規程や政務活動費の運用の基準は、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とも述べている。

このように、県議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

## (2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決(平成22年3月23日最高裁判決)や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決(平成16年4月14日東京高裁判決)、さらには、「会派の活動は、(中略)その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略)極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決(平成19年2月9日札幌高裁判決)

にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、経費の具体的内容まで論じないこととした。

ただ、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な使途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、政務活動費を充てることができる経費の一層の具体化を図るため、条例、規程等の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら策定されたものである。マニュアルは法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえこれらの内容を一層具体的に細目化したものと考えられることから、これら根拠法令のもとで政務活動費に充てることができる経費の適否判断のよりどころとすることが相当である。

(5) 「調査研究費において、支出を裏付ける書面がない「ガソリン代(37円)」の支出、自らが記載した文書を支出証拠書類としている支出及び支出証拠がある支出でも調査研究費とは認め難い支出については違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、車 幸弘議員及び田中哲也議員の調査研究費支出において、「支出を裏付ける書面がなく、「ガソリン代(37円)」に政務活動報告書に記載の距離を乗じて得た額を当該費用に充当した支出は架空支出であり、また、議員自らが記載した文書である「様式2」を支出根拠として当該費用に充当した支出はいずれも違法支出である。さらに、支出証拠がある支出でも「負担金」や「懇親会費」などの調査研究費とは認め難い支出についても違法支出である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「ガソリン代については、自家用車利用経費として政務活動費に充当できる経費であり、請求人がガソリン代(37円)を架空の経費であると主張する根拠が不明である。また、いずれも調査研究費として、条例、規程及びマニュアルに基づき適正に支出されており、違法支出ではなく、「調査研究費とは認め難い」と主張する根拠がない。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「ガソリン代については、調査研究に要する移動手段として自動車を用いた場合の現地までの移動距離に応じた適正なものであり、いずれも政務活動の調査研究のため支出した視察等に係る交通費等、各会費、参加費などであり、マニュアルの使途基準に則った適正な支出である。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「調査研究費において、支出を裏付ける書面がない「ガソリン代(37円)」の支出、自らが記載した文書を支出証拠書類としている支出及び支出証拠がある支出でも調査研究費とは認め難い支出については違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

(6) 「車 幸弘議員の平成28年度政務活動費の調査研究費に係る架空充当額（収支報告書記載の支出額と充当金額の合計額との差額）10円は、違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、「車 幸弘議員の平成28年度政務活動費収支報告書記載の調査研究費充当支出額と政務活動報告

書記載の調査研究費充当金額の合計額に差額10円が生じている。」旨主張していることから、車 幸弘議員の平成28年度政務活動費収支報告書及び政務活動報告書について確認した。

その結果、車 幸弘議員の平成28年度の政務活動報告書記載の調査研究費の各月の合計額は1,436,489円で、政務活動費収支報告書に記載の調査研究費支出額と同額となり、差額は生じないことが認められたことから、「車 幸弘議員の平成28年度政務活動費の調査研究費に係る架空充当額（収支報告書記載の支出額と充当金額の合計額との差額）10円は、違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (7) 「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額は違法。また、県政報告書等発送費用とは認め難いものや、支出証拠のない「ガソリン代(37円)」の支出についても違法である。」との摘示に対する判断

請求人は、「広聴広報費は広聴広報活動に要する経費の側面があるとともに、当該経費自体が議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面もあり、これらの両側面を有する経費であるがゆえに、支出額の2分の1を充当する按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額は違法である。また、富瀬 永議員及び吉崎吉規議員の県政報告書等発送用に購入した「ふ・第71回国体・ふ・147」及び「童画のノスタルジーシリーズ第3集」などの支出は、県政報告書等発送費用とは認め難い違法支出額である。さらに、支出証拠がない「ガソリン代(37円)」に政務活動報告書に記載の距離を乗じて得た額を当該費用として充当した支出についても違法である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「請求人が、ガソリン代(37円)を架空の経費であると主張する根拠は不明であり、「県政報告書は広聴広報活動に要する経費の側面及び当該議員の自己宣伝を目的とする後援会活動の側面の両側面を有する経費である」という理由のみによって、2分の1に按分しなければならないものではない。また、当該議員が支出した広聴広報費はいずれも、会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出額ではない。なお、按分する必要があるものは適正に按分処理されている。」旨の説明があった。

マニュアルにおいては、広聴広報費の通信運搬費などの支出費目として充当できるものは調査研究費の基準と同じとされており、「実費」が充当できるとされている。

また、関係人調査においても、「広報誌等の作成・発送、県政報告会会場使用料など、いずれも広聴広報活動に要した経費であることから政務活動費として適正に支出したものであり、これらの支出について、政務活動費運用基準に基づいて政務活動以外のものが含まれる場合は、必要に応じて適正に按分充当している。」旨の回答があった。

加えて、個々の用途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額は違法。また、県政報告書等発送費用とは認め難いものや、支出証拠のない「ガソリン代(37円)」の支出についても違法である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 「事務費において、自らが記載した文書である「様式2」を支出証拠書類としている支出や領収書の但し書欄に「請求書通り」と記載されているが請求書が添付されていないもの、但し書欄に記載がないものを支出証拠としている支出及びリース自動車の当該リース料金支出については違法である。」との摘示に対する判断

請求人は、安居知世議員、作野広昭議員及び下沢佳充議員の事務費支出において、「各議員自らが作成した文書である「様式2」を支出証拠とし、当該費用に充当した支出及び安居知世議員の事務費支出において、支出証拠として領収証の但し書欄に「請求書通り」と記載されているものの請求書が添付されていないもの、又は領収書の但し書欄に記載がないものを支出証拠としている支出についてはいずれも違法支出である。また、政務活動費の事務費とは認められないリース自動車の当該リース料金支出は違法支出額である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「当該議員が支出した事務費はいずれも、会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出額ではない。また、但し書欄に記載がない領収書であること、領収書に「請求書通り」と記載されていることのみをもって違法支出額になるものではない。さらに、リース自動車の当該リース料金について、「政務活動費の事務費とは認められない」と請求人が主張する根拠が不明である。」旨の説明があった。



また、関係人調査においても、「消耗品費、コピー機・自動車の各リース料、通信運搬費など、いずれも政務活動に伴う事務費に要した経費であり、政務活動費運用基準に基づいて適正に支出したものである。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「事務費において、自らが記載した文書である「様式2」を支出証拠書類としている支出や領収書の但し書欄に「請求書通り」と記載されているが請求書が添付されていないもの、但し書欄に記載がないものを支出証拠としている支出及びリース自動車の当該リース料金支出については違法である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、請求人は、自動車リース料が政務活動費とは認められない根拠として、平成27年12月24日名古屋高等裁判所判決文(事実証明書11)を添えているが、当該判決は、平成24年の地方自治法改正前の「政務調査費」についてのものであり、平成21年度に愛知県議会の各会派に交付された政務調査費が、会派によって所属議員の事務所の賃借料等及び自動車のリース料に充てられたところ、会派の政務調査活動を実施するために事務所を賃借し、リース自動車を確認することが不可欠であるというような特別の事情の存在が主張立証されていないため、事務所賃借料等及び自動車のリース料が「議員の調査研究に資するため必要な経費」に該当するとは認められないとして、住民らの請求を認容した事例であり、今回の判断に影響を与えるものではないと認められる。

- (9) 「人件費において、証拠書類である領収証の但書に虚偽記載されているものがあり、条例が規定する政務活動を補助する専従職員雇用経費であるとは認め難いゆえ、全額が違法支出額である。」との摘示について

請求人は、稲村建男議員、向出 勉議員及び下沢佳充議員の人件費支出に関し、「条例が規定する政務活動を補助する専従職員であるとは認め難い継続雇用者の各賃金についてマニュアルで定める最高額(月額15万円)を支出し、唯一の証拠書類である領収証の但書にそれぞれ「政務活動補助給与」、「政務活動補助職員に対する給与」及び「月分給与として」と虚偽記載していることから、同議員の当該各政務活動費充当支出額はすべて違法支出額である。」と主張している。

これに対し議会事務局からは、「領収書の但書を虚偽記載している」、「人件費の支出は、専従職員雇用経費であるとは認め難い」と主張する根拠は示されていない。当該議員が支出した人件費はいずれも、会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出額ではない。なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「雇用契約を取り交わすとともに、住民等からの意見・要望の取りまとめ等政務活動に関する業務などに従事しており、政務活動の補助者としての勤務のウエイトはかなり大きい、政務活動以外の勤務とを明確に分けることは困難であるため、マニュアルに基づいて給与の1/2(月額15万円が上限額)を政務活動費に充当したものであり、契約どおり勤務したことを確認している。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「人件費において、証拠書類である領収証の但書に虚偽記載されているものがあり、条例が規定する政務活動を補助する専従職員雇用経費であるとは認め難いゆえ、全額が違法支出額である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (10) なお、議会事務局における記載内容の確認をとおして、安居知世議員については、支出誤りの額(29,004円)があったとして、本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。

また、この支出誤りについては、自己資金の支出額を下回っていたものであり、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められなかった。

- (11) 結び

上記(1)から(9)までの論述でも明らかのように、請求人が求める(5)調査研究費において支出を裏付ける書面がない「ガソリン代(37円)」の支出、自らが記載した文書を支出証拠書類としている支出及び支出証拠がある

支出でも調査研究費とは認め難い支出については違法支出であること、(6)調査研究費において架空充当額があること、(7)広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法であること、(8)事務費において事務費支出と確認できないものは違法であること、(9)人件費において領収証の但書に虚偽記載されているものがあり、政務活動を補助する専従職員雇用経費であるとは認め難いゆえ、全額が違法支出額であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、「政務活動報告書」、「領収書・政務活動費支出証明書」、「県外政務活動結果報告」及び「海外政務活動結果報告」をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 一部の支出については、議員本人からの自主的な申し出により、支出誤りによる収支報告書の修正があったものの、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その他の支出については、明らかに使途基準に違反するものは認められず、関係人調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

#### 第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったところである。政務活動費の原資は公金であり、厳格な精査・確認が求められる。

政務活動費の使途については、全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用が一部で明らかとなっていることなどから、県民、国民の関心が高まっている。

こうした中、県議会においては、これまでも使途の透明化と制度運用の適正化に向けた取組を進めてきており、平成29年度からは前年度分の収支報告書をホームページ上で公開し、政務活動費支出に係る領収書等の写しについても議会図書室での閲覧の対象に加えるとともに、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。さらに、運用の基準の明確化を図るためマニュアルの改訂を行い、平成29年度以後に交付される政務活動費に適用することとしたところである。

県議会においては、これまでの経過等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上への取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

- 1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、常に厳格な管理と高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、住民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

- 2 マニュアルは、運用の基準を明確にし、充当支出の適否の判断のよりどころとなるものであることから、改訂後のマニュアルについて周知徹底を図られたい。

- 3 政務活動費に係る収支報告書については、提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

- 4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組みまれたい。

そもそも議員等の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、議員等の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな活動を強く期待し、意見とする。